日本栄養大学
日本栄養大学短期大学部
ガバナンス・コード

学校法人香川栄養学園　コンプライアンス委員会

2026.4.1

目次

はじめに 1
基本原則１　自主性・自律正の確保（特色ある運営） 2
　原則 1-1　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立 2
　原則 1-2　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理 2
基本原則２　公共性・社会性の確保（社会貢献） 3
　原則 2-1　教育研究活動の成果の社会への還元 3
　原則 2-2　多様性への対応 3
基本原則３　安定性・継続性確保（学校法人運営の基本） 3
　原則 3-1　理事会の構成・運営方針の明確化 3
　原則 3-2　監査機能の強化及び監事機能の実質化 4
　原則 3-3　評議員会の構成・運営方針の明確化 4
　原則 3-4　危機管理体制の確立 4
基本原則４　透明性・信頼性の確保（情報公開） 5
　原則 4-1　教育研究・経営に係る情報公開 5
おわりに 5

はじめに

１．「日本栄養大学・日本栄養大学短期大学部ガバナンス・コード」制定の目的・意義

（１）日本栄養大学・日本栄養大学短期大学部（以下「本学」という）は、主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、併せて経営を強化し、より強固な経営基盤に支えられた、時代の変化に対応した学園づくりを進めていく。

（２）本学は、高い公共性を有する学校の運営主体としての社会的責任を十分に果たすことができるよう、新たな公益法人制度や社会福祉法人制度等の改革の状況を踏まえ、これらの公益的な法人と同程度の運営の適正と透明性を確保し、社会から信頼され、支えられるに足る、これまで以上に公共性を備えた存在であり続ける。

（３）本学は、学生・保護者・教職員はもとより、卒業生や地域・社会などの多様なステークホルダーに支えられる存在であることから、幅広く学内外の声に耳を傾けながら使命を全うすることを通じて、高い公共性を追求していく。

（４）本学は、適切なガバナンスを確保し、私立大学の教育・研究・社会貢献の機能の最大化を図り、社会的責任を全うすることにより、高等教育機関の国公私間の構造的な財政基盤の格差について、社会に問いかけていく。

（５）私立学校法においては、所轄庁である文部科学省に寄附行為の認可、解散命令などの監督事項が付与されているものの、学校法人の公共性とともに自主性が最大限に尊重される原則となっており、その点に鑑みても、自律的なガバナンス・コードの制定は重要な意義がある。

２．ガバナンス・コードの改定について

本学ガバナンス・コードは、「私立大学が主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、より強固な経営基盤に支えられ、時代の変化に対応した大学づくりを進めること」を目的とし 2022 年に制定したガバナンス・コードを基本として以下の４つの基本原則とそれに紐づく原則、実施項目に基づき自ら遵守状況を点検し社会に公表する。　本学ガバナンス・コードは、学校法人香川栄養学園コンプライアンス委員会で検討の上、理事会で審議決定している。

改定にあたっては日本私立大学協会が制定したガバナンス・コード 2.0 版を参照・準拠した。

（１）私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）
（２）公共性・社会性の確保（社会貢献）
（３）安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）
（４）透明性・信頼性の確保（情報公開）

基本原則１　自主性・自律性の確保（特色ある運営）

本学は、私立大学としての個性・特色ある多様な教育研究活動の質及び経営の健全性の維持・向上を図るため、建学の精神の基本理念に基づき、教学と経営を一体的かつ自主・自律的に運営する。

原則 1-1　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

本学は、建学の精神等の基本理念及び教育目的を、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対し明確に示し理解を得るとともに、目的達成に向けた教学運営体制を確立し、教育研究活動を推進する。

実施項目 1-1①建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示
建学の精神等の基本理念及び教育目的を、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示する。

実施項目 1-1②「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化、学生等に対して入学から卒業に至るまでの学びの道筋を明確にするとともに、自己点検・評価結果に基づき、教育の質の向上、学修環境・内容の整備・充実に努める。

実施項目 1-1③「教学組織の権限と役割の明確化」
学長の責務（役割及び職務範囲）、学長の補佐体制（副学長・学部長の役割）及び教授会の役割（学長と教授会の関係）等、教学組織の権限と役割を明確にする。

実施項目 1-1④「教職協働体制の確保」
教員と職員等が、適切に分担・協力・連携を行うことを可能とする体制を確保し、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営に努める。

実施項目 1-1⑤「教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進」
ファカルティ・ディベロップメント（FD）、スタッフ・ディベロップメント（SD）に係る基本方針・年次計画を策定し、教職員の資質向上に向けた研修を実施する。

原則 1-2　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

本学は、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して実効性のある中期的な計画を示し、進捗管理を行うことによって教育研究の資質向上に向けた研修を実施する。

実施項目 1-2①中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定
策定の主体や計画の期間、ステークホルダーからの意見の聴取・反映の方法を明確にし、データやエビデンスに基づく教学及び経営に関する具体策を盛り込む。

実施項目 1-2②計画実現のための進捗管理
計画実現のための進捗管理体制を確立し、進捗状況を把握し、その結果を内外に公表するとともに、必要に応じて計画の修正を行う。

基本原則２　公共性・社会性の確保（社会貢献）

本学は、常に時代の変化に対応し、社会に貢献するため、公共性と社会性を重んじ、建学の精神等の基本理念に基づく教育研究・社会貢献活動を実践し、社会に有為な人材を輩出するとともに、社会課題の解決等に努める。

原則 2-1　教育研究活動の成果の社会への還元

本学は社会からの要請をふまえつつ、特色ある教育研究活動を実践するとともに、そこから得た教育研究活動の多様な成果を社会に還元し、社会の安定と発展に貢献する。

実施項目 2-1①社会の要請に応える人材の育成

建学の精神に基づく人材育成とともに、地域の多様な社会人の受入れなど、社会の要請に応じた学びの機会を提供する。

実施項目 2-1②社会貢献・地域連携の推進

環境への配慮をはじめとする社会課題への対応や産官学連携による地域課題の解決に向けた取組みなど「知の拠点」としての大学の役割を果たすよう努める。

原則 2-2　多様性への対応

本学は、ダイバーシティ＆インクルージョンの理念を踏まえ、多様性が尊重され包摂される共生社会の実現のため、学生、教職員等のすべての構成員の多様な価値観等が受容される環境を整備するなど、多様性への対応を講じる。

実施項目 2-2①「多様性を受容する体制の充実」

性別、年齢、渉外、国籍等、多様な背景を持つ学生、教職員等を受入れる学内環境・体制の整備・充実に努める。

実施項目 2-2②「役員等への女性登用の配慮」

男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、役員や評議員等への女性登用に配慮する。

基本原則３　安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）

本学は、持続的な私立大学の価値向上を実現するため、ガバナンスに関する基本的な考え方や対応方針等を明確にすることにより、実効性の高いガバナンス体制を構築し、経営の安定性と継続性を確保する。

原則 3-1　理事会の構成・運営方針の明確化

本学は、理事会における学校法人の業務に関する意思決定の機動性及び理事の業務執行に関する監督機能の適正性を確保する観点から、理事会の構成・運営方針等を明確にする。

実施項目 3-1①「理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保」

理事の責務を踏まえた人材確保の方針やあるべき理事長像を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保する。

実施項目 3-1②「理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立」

理事会の役割及び理事の責務を明確にするとともに評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し運営の透明性を確保する。

実施項目 3-1③「理事への情報提供・研修機会の充実」
学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習得できるように、新任・外部を含む理事に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努める。

原則 3-2　監査機能の強化及び監事機能の実質化

本学は、学校法人の管理運営の適正性を確保するうえで、監事及び会計監査人の独立性を高め組織の重層的チェック体制を構築し、監査機能を強化するとともに、監事機能を実質化する。

実施項目 3-2①「監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保」
監事及び会計監査人の独立性を確保する観点を重視し、選任基準を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保する。

実施項目 3-2②「監事、会計監査人及び内部監査室等の連携」
監査の基準・計画を策定するとともに、監事、会計監査人及び内部監査室の連携体制を確立し、監査計画・結果等について情報共有・意見交換を行う。

実施項目 3-2③「監事への情報提供・研修機会の充実」
監事が十分な監査ができるように、監事業務を支援するための情報提供・研修機会の確保・充実に努める。

原則 3-3　評議員会の構成・運営方針の明確化

本学は、諮問機関としての評議員会機能の実質化及び監督機能の強化を図り、学校法人運営の機動性及び安定性を確保する観点から、評議員会の構成・運営方針等を明確にする。

実施項目 3-3①「評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保」
学校法人設立の経緯や建学の精神との調和にも配慮し、評議員の属性に応じた評議員構成上の上限割合の考え方を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保する。

実施項目 3-3②「評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立」
評議員会の招集や議決事項、評議員の責務を明確にするとともに、理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し運営の透明性を確保する。

実施項目 3-3③「評議員会への情報提供・研修機会の充実」
学校法人の適正な運営に必要とされる識見を取得できるように新任・外部を含む評議員に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努める。

原則 3-4　危機管理体制の確立

本学は、自然災害・事故・事件等の事象によるあらゆるリスク及び危機を未然に防止するとともに、発生時における被害を最小限にとどめるため、実効性のある危機管理体制を確立する。

実施項目 3-4①「危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用」
事象に応じた危機管理マニュアルを整備するとともに、学生等の安全確保や重要事業の継続、早期復旧のための事業継続計画を策定し、学内において広く浸透させる。

実施項目 3-4②「法令等遵守のための体制整備」

法令、寄附行為、その他諸規程を遵守するよう組織的に取組むと共に、違反又はそのおそれがある行為に関する内部通報窓口の設置等、内部通報体制を整備する。

基本原則４　透明性・信頼性の確保（情報公開）

本学は、教学運営・経営の透明性を高め、幅広いステークホルダーからの信頼を維持・向上するため、法律上公表が定められていない情報についても、積極的に自らの判断によって努めて最大限公開する。

原則 4-1　教育研究・経営に係る情報公開

本学は、自らが行う教育研究活動やそれを支える経営に係る情報について、様々な機会を通じて積極的に公開することによって、広く社会からの理解・信頼を得る。

実施項目 4-1①「情報公開推進のための方針の策定」

情報を公開する対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し情報公開を推進する。

実施項目 4-1②「ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫」

用語解説や分かりやすい説明を付すなど、説明方法を常に工夫し、幅広いステークホルダーの理解促進に努める。

おわりに

1949 年 12 月に公布され翌 1950 年 3 月に施行された私立学校法は 2025 年 4 月に大きく改正された。私立学校法第 1 条は、「私立学校の特性に鑑み、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発展を図ることを目的とする。」とし学校法人の設立の根幹としている。

学校法人香川栄養学園の建学の精神は、「食により人間の健康の維持・改善を図る」と掲げ、その精神に基づき大学、短期大学部を設置しアドミッション・ポリシーの下に学生を募集している。

時代や環境の変化が目まぐるしい現代社会においても、この建学の精神は、受け継がれ今後も変わることはない。

今一度、学園創設の原点である建学の精神に想いを馳せ、100 周年に向け大学・短期大学部の発展に邁進していきたいと思う。

2026 年 4 月 1 日

日本栄養大学・日本栄養大学短期大学部

学長　香　川　明　夫